

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

小諸高等学校長
井村 敏明

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することに伴い、学校における対応が、次のようになりますのでご了解願います。

1 マスクの着用について

学校生活、授業において、マスクの着用は基本的には「なし」とします。ただし、着用するかしないかは個人の判断によります。

また、制度的には5類となりましたが、依然としてウイルスへ感染が終息したわけではなく、学校という場合は集団の活動により感染が広がる可能性が高いことから、授業内容、実施方法等により着用を求める場面があることをご承知おきください。

引き続き、基本的感染予防を励行するとともに、会食時や換気の不十分な空間では感染リスクが高いことを共通の認識として十分に注意しながら学校生活を送るようご協力をお願いします。

2 出席停止措置の取扱いについて

① 出席停止の期間

感染が確認された生徒に対する出席停止期間は、「発症日の翌日から5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

※「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する。

② 出席停止の期間を経て登校するに当たっては、保護者が作成した別紙様式1「出席停止期間終了報告書」の提出をお願いします。

※本校ホームページからダウンロードして記入し、登校時に担任へご提出ください。

③ マスク着用の推奨

出席停止解除後も、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用をお願いします。

3 感染が不安で休ませたいという場合の出欠の取扱いについて

今までの取扱いと同様に合理的理由がある場合は、「出席停止扱いとして欠席としないことを基本とする」、という扱いになります。

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由がある場合
- ・医療的ケアを必要とする生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い生徒について登校すべきでないと判断した場合 等

4 生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合の留意事項

生徒に発熱や咽頭痛、咳等の負担と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要ですので、無理をして登校しないようご配慮をお願いします。なおこの際、感染していない場合は、病欠として扱い、出席停止扱いにはならないこともご承知おきください。

5 その他

Classiによる健康状態の把握は引き続き行いますので、ご協力をお願いします。